

令和元年9月13日現在

機関番号：30116

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02077

研究課題名(和文)外国人観光客の免税店利用に係る研究 - 地域間・店舗間格差解消に向けたモデル分析 -

研究課題名(英文) A Study on the Trends and Issues of Tax Free Shops in Japan

研究代表者

河本 光弘 (KAWAMOTO, Mitsuhiro)

札幌国際大学・観光学部・教授

研究者番号：50458147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：我が国では2018年に訪日外国人旅行者数が3,000万人を超え、それら外国人旅行者の国内観光消費とその経済効果の拡大のために消費税免税店(輸出品販売場)の重要性は高まっている。本研究ではこれらを鑑み、外国人観光客数の急増、消費税率の増加・免税制度変更後の免税店の現状や課題、影響を地域間格差や店舗間格差等を中心に調査した。更に免税効果拡大に向け、各空港別の外国人旅行者の免税利用状況や地方別、中小店舗別の免税店の実態や課題についてモデル化する研究を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国では外国人観光客数が2018年に3,119万人と急増し、「観光」を成長産業として位置づけ2020年に訪日外国人4,000万人等の目標を立て、訪日外国人の免税販売等の観光消費の増加が国内経済に与える経済効果も大いに期待されている。そのため政府も免税品目拡大等変更を実施、免税店数も18年4月に44,646店と増加した。本研究では、免税制度やその変更状況や影響を整理し、また、初めて免税店の地域・業種別動向や地域(空港)別の消費税免税店利用数や平均消費免税店利用件数から明らかにし、消費税免税店利用に関する課題をモデル化し明らかにした。

これらは本研究がなければ、明らかにできなかった成果と考える。

研究成果の概要(英文)：The number of foreign tourists visiting Japan in 2018 surpassed 30 million people. Thus, tax-free shops (or duty free shops offering goods sans consumption-tax) are becoming increasingly important due to the economic effect that spending by foreign tourists has on the domestic market. The author investigated the current situation and problems affecting duty-free shops after the rapid increase in foreign tourists, the consumption tax increase, and changes to the tax-exemption system. The study also shows the impact on different regions and differences among stores. Furthermore, in order to expand the effect tax-exemption has on foreign spending, the author conducted a study to model the current conditions of tax-free shopping by foreign travellers. The model was applied in various regional airports and to stores of varying size, including small and medium sized stores.

研究分野：観光経済

キーワード：国際観光 観光経済 免税店 観光消費 観光政策 外国人観光 外国人旅行消費 消費税免税

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

我が国では「観光」を成長産業として位置づけ、2020年に訪日外国人2,000万人（実際は2018年に目標以上の3119万人）等の目標を立て、外国人観光客の観光消費の増加が国内経済に与える経済効果も多大であると想定した。そのため、政府も2014年10月に免税品目拡大等を実施、円安効果も加わり、外国人観光客数は2014年に前年比約+50%と急増し、免税店も2015年4月に前年比約3倍と急増した。一方、経済効果が大きいと想定されている免税店に関する調査研究は、これまで少ない状況にある。

(1) 我が国の消費税の高税率化と、免税店等観光に与える影響

欧米等先進国の多くは消費税や付加価値税等物品やサービス購入時に係る税率が10%を超えており、多くの外国人旅行者が免税品店等において免税でブランド品や土産物等を購入している。また、韓国や香港、シンガポール、米国ハワイでは免税品を購入することが日本人等観光客の重要な観光目的になっている。国内においても、欧米に比べ低い本調査申請時の8%の消費税率でもアジアからの旅行者を中心に電化製品等を免税で購入する旅行者が多く、沖縄では沖縄振興法により国内旅行者も対象の大規模免税店（DFS）が那覇市内に開業し、再開発地域の核になっている。一方、近い将来、我が国では他の先進国と同様に消費税率10%など高税率化が想定されており、国内外の旅行者の購買行動における変化が想定されている。

(2) わが国で少ない免税店関連の学術的研究

免税店や観光客の免税制度に関して、免税店の新規開店や改装、今後の動向等についての一般雑誌でのレポート類は多いものの、学術的研究は、本研究者以外では我が国では殆どされてこなかった。その少ない研究を見ても、本研究者が行った免税店の現状と課題、韓国との比較研究、樽見宗樹の英国での空港免税店の商取引に関する研究(2001)や空港免税店の経営に関する研究(2003)がある程度である（法律的な面での免税制度の学術的研究は除く）。

(3) 海外で多い免税に関する消費者行動分析に関する研究

海外では免税店での消費者行動や免税店の観光客の誘致、旅行への動機付けに果たす役割に関する研究等幅広い研究がされている。これらの欧米の研究においても、我が国に関するものは、日本人の買物全体を扱ったものやハワイに関するものなどで、日本での免税店等での消費に関する研究はない。

(4) 観光消費や免税店、モデル作成等に関連するこれまでの研究実績

本研究者の研究実績は、北海道やニセコ等の道内各地における観光消費等の調査研究や観光の経済波及等の調査研究の実績がある。また、シンクタンク研究員の時代には、保税免税地域（FTZ）や免税ショッピングに関して、「新千歳空港周辺地域開発計画策定調査」（経済産業省北海道経済産業局委託）において、函館税関等の関連省庁とも連携し、免税消費の研究等を詳細に実施した。また、共分散構造分析等によるモデル作成等の調査分析実績も多数有している。

2. 研究の目的

前記の研究背景から本研究の目的は、急増している外国人観光客を踏まえ、免税店やその運営企業の現状と課題（各種格差等）を明らかにし、特に立地している店舗の地域間格差や同じ地域でも店舗間格差、業種間格差等に焦点を当て調査し、免税販売へ向けた地域ぐるみでの政策や経営戦略等の現状を全国消費額としてモデル化することにあつた。また、免税消費が地域経済や地域中小企業へ与える影響等も調査分析することにあつた。

3. 研究の方法

既存の関係する先行文献や論文、資料、統計等の整理・分析をおこなった。また、韓国やタイ、米国、台湾及び国内の免税店舗関係者からヒアリング調査を実施した。加えて、韓国や日本政府観光局や観光機構、地方の観光協会等の公的な観光に関わる機関関係者からもヒアリング調査を実施した。

更に、前回の調査研究で消費税免税店（輸出物品販売場）の店舗数について、国税庁に行政文書開示請求を行い初めてその件数を明らかにし、その名簿も開示により、地域別の分析をおこなった。同様に、輸出物品販売場における購入件数の詳細が不明であったため、各税関において、出国時に回収する輸出物品販売場での購入記録票の枚数を初めて、明らかにした（各税関への行政文書開示請求）。

このような方法で、本研究の前まで不明であった各免税店の状況が明らかにできた。なお、本研究において、当初想定していた外国人旅行者への免税利用に関するアンケート調査や免税店へのアンケート調査は、観光庁が同時期に同種の調査を行っていたことや予備調査の回収率が低かったこともあり、今回は試験調査に留まった。

4. 研究成果

(1) 免税制度と免税店の分類の整理

我が国の免税店は、大きく関税やその他の酒税やたばこ税等の商品に係る税金も免税されるDuty Free Shop 空港型免税店と消費税のみが免税されるTax Free Shop(消費税法上では「輸出物品販売場」)に分けられる。沖縄には、域外に出る国内旅客も免税の対象とする沖縄振興特別措置法（沖振法）により設置される沖縄型特定免税制度の特別販売施設があり、市内や空港国内線に立地している。また、それらを所在地や対象旅客、対象商品で概略すると表1のように

説明される。

種別	設置場所	対象者	免税方式	免税対象	法根拠
空港型免税店 (DutyFree、保税蔵 置場)	空港、港湾 (注1)	国内外出国者	事前免税	関税、酒税、 たばこ税、消 費税等	関税定率法
輸出品販売場 (TaxFree)	全国、注2	外国人旅行者	事前免税	消費税	消費税法
特定免税店	沖縄県	出島者(国内外)	事前免税	関税、酒税 等(消費税込 除く)	沖縄振興特別措 置法

注1: 空港型免税店が空港・港湾以外の東京に立地している。
注2: 輸出品販売場の免税手続きを委託する「免税手続カウンター」制度が2015年4月から開始された。

(2) 消費税免税店数の推移と地域分布

国内で最も多い店舗数がある輸出品販売場（消費税免税店）の状況は、これまで明らかにされてなかった。現状においては観光庁が一部資料を作成している。それによると、2018年4月に44,646店と5年前のほぼ10倍に急激に増加している(図1参照)。またその分布では、特に3大都市圏といわれる首都圏と近畿地域、愛知県にその分布の6割が集中していることがわかった(図2参照)。2017年10月1日からの半年間で、三大都市圏では4.6%、地方では5.2%の増加で増加率としては健闘しているものの、増加店舗数としては、地方で674店、三大都市圏で1,181店とまだ、都市圏での増加数の方が多かった。



図1 消費税免税店の店舗数の推移

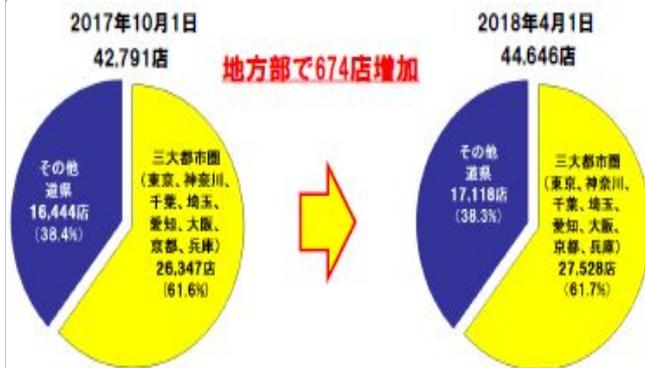


図2 消費税免税店の3大都市圏分布

(3) 地方(北海道)での消費税免税店の現状

地方、札幌市など都市部と地方がある程度の比率で分布している北海道を地方の代表としてその現状をここでは考察する。

これまで明らかになっていなかった北海道の免税店(2016年10月、2,051店)の分布状況を地域別にみると、札幌市に約半数の978店47.7%が集中している。北広島市や千歳市がある「札幌市を除く石狩振興局」303店(14.8%)を合わせると、約6割が札幌市を含む石狩振興局管内にある(図3参照)。

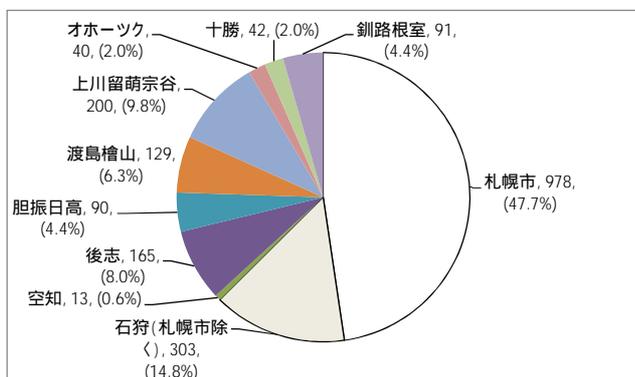


図3 地方(例:北海道)の免税店分布

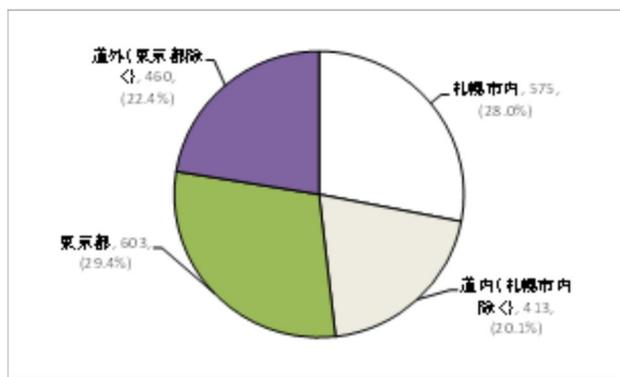


図4 地方(例:北海道)の免税店本社比率

(4)消費税免税店の地方企業比率

同様に地方の事例として北海道を例にみても、北海道内の免税店（2016年10月、2,051店）の本社所在地（便宜上、納税地として分析する）は、国税庁の免税店リスト、東京都を本社とするものが603店（29.4%）と最も多く、その他の道外に本社をおく免税店が460店22.4%と合わせ半数以上の1,063店が道外本社であることが本研究で初めてわかった。一方、道内に本社所在地がある免税店は、48.1%の988店となっており、うち札幌市に本社をおくものが、575店（28.0%）となっている（図4参照）。

このように東京など道外に本社をおく企業の免税店が半数以上を占めており、地方立地の免税店といっても、地方企業の割合は少ないことがわかる。

(5)業種別の免税店

業種別に北海道内の免税店をみると、コンビニエンス・ストアは2年間でゼロから123店に急激に増加した。チェーン店別では、セブン・イレブンがコンビニエンス・ストアの免税店の9割を占めており、各企業の免税店に対する戦略が大きく異なっていることがわかる。また、2016年10月時に道内最多店舗数を有するセイコーマートの店舗は1店舗も免税店になっていない（図5参照）。

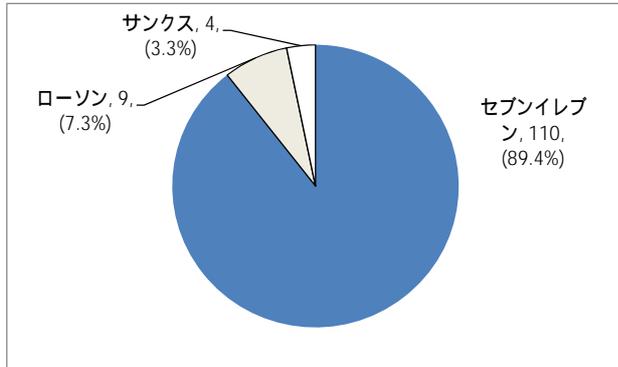


図5 コンビニエンス・ストアの系列別道内免税店数

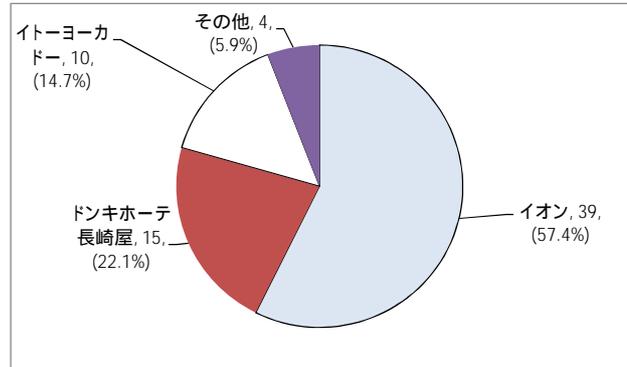


図6 スーパーマーケットの系列別道内免税店数

同様に北海道内のスーパーマーケットにおける免税店の店舗数では、イオンやドンキホーテ、イトーヨーカ堂といった道外企業が大半を占めている。食料品販売が主体のラルズ等の道内大手企業は免税店になっていない（図6参照）。

(6)国内空港別の消費税免税店利用状況

消費税免税店で購入した外国人観光客は、パスポートに輸出物品購入記録票が添付され、それを必ず出国時に空港等の税関に提出することになっている。そこで、本研究で全国9税関への記録票回収状況について行政文書の開示請求を行い、その実態を明らかにできた。平成30年1月 - 6月の出外国人数全体の95%を占める主要15空港等での回収状況を調べた。なお、法務省の出入国管理統計においても、同様に空港・海港別に外国人出国人数が集計されている。そこで、回収された購入記録票を出外国人数で割り、平均購入記録票の枚数を分析した（表2参照）。

その結果をみると、出外国人数は、成田空港が425万人と多いものの免税購入記録票においては、関西空港が540万枚で最も多くなっている。また、購入記録票の平均回収状況（出外国人数1人当たりの回収枚数）においては、空港別に大きな差異があることがわかった。

空港名	出外国人数(A)	回収記録票数(B)	1人あたり平均記録票数(B/A)
成田空港	4,257,643	2,890,953	0.68
関西空港	4,044,543	5,401,032	1.34
羽田空港	2,047,624	1,167,823	0.57
福岡空港	1,231,698	1,269,027	1.03
那覇空港	860,075	547,800	0.64
新千歳空港	855,688	1,246,881	1.46
中部空港	666,281	984,261	1.48
鹿児島空港	84,794	29,570	0.35
北九州空港	70,761	44,684	0.63
富士山静岡空港	60,039	136,056	2.27
高松空港	53,593	29,030	0.54
岡山空港	51,339	33,379	0.65
熊本空港	46,535	7,484	0.16
仙台空港	46,381	11,998	0.26
小松空港	46,141	29,296	0.63
15空港計(全出外国人数の95%)	14,423,135	13,829,274	0.96
全国	15,206,506	14,738,859	0.97

注:平成30年1月～6月に回収された免税品購入記録票数が回答された空港のうち、外国人出国人数上位の空港順。
資料:財務省(税関)への開示請求資料および出入国管理統計(法務省)より作成

富士山静岡空港での購入記録票の平均回収数が出国外国人1人当たり2.27枚と最も多くなっている。また、全国平均0.97と比較して高いのは中部国際空港1.48、新千歳空港1.46、関西空港1.34、福岡空港1.03となっている。一般的に、最終宿泊先で土産物は購入されることが多いとされており、外国人観光客が静岡や名古屋、北海道、福岡の免税店を多く利用していることの証左とも考えられる。

一方、熊本空港0.16や仙台空港0.26、鹿児島空港の外国人出国者で免税購入記録票の平均枚数が全国平均より低い状況になっている。これら地域においては免税の何らかの課題があると考えられる。

(7)北海道胆振東部地震(2018.9.6)の影響

北海道において、2018年9月6日に起き、震度6強の強い揺れと北海道全域でブラックアウト(大停電)を起こした大地震(北海道胆振東部地震)の観光、特に免税店への影響を記録票回収状況から調査した。

外国人出国者は、8月の17万5千人が地震の影響も大きく9月に7万8千人と半分以下に減少した(図7参照)。

また、その影響を免税利用件数(免税購入記録票の枚数)の前年同月比でみると、地震のあった9月は0.87と1割以上減少したことがわかった(図8参照)。また、翌月の10月には、前年同月比0.94とほぼ回復したことがわかった。一方、出国外国人1人あたりの免税利用数(購入記録票枚数)は1.68と2018年の月別で最も高い数字となった(図9参照)。地震で観光地に行けない外国人観光客が免税店で買い物に時間を使ったとも考えられる。

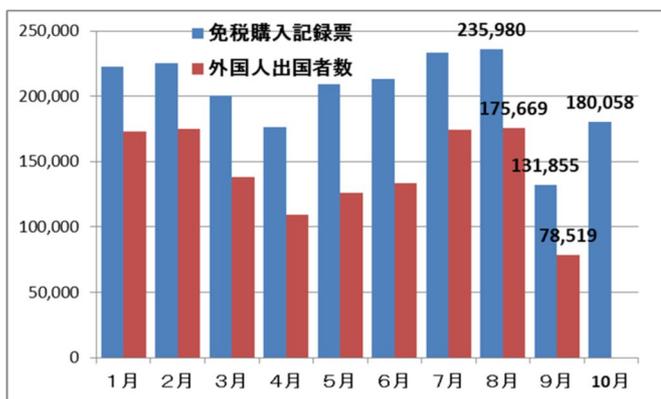


図7 新千歳空港での胆振東部地震(2018年9月)の影響(記録票回収数と出国者)

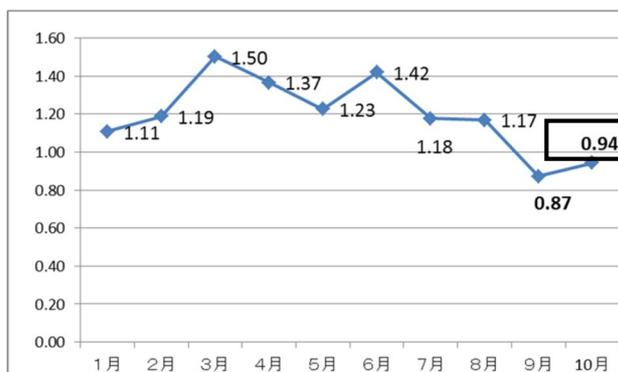


図8 新千歳空港の免税利用件数(2018年9月)(前年同月比)

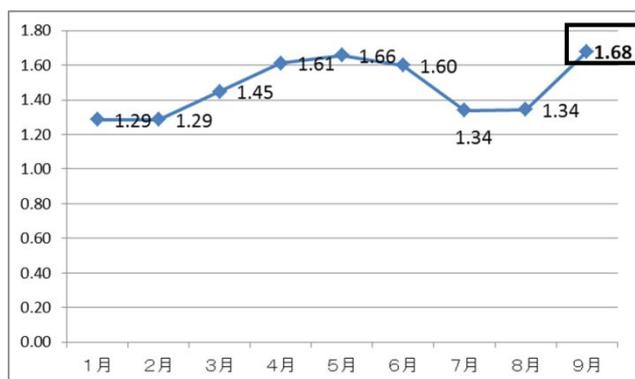


図9 新千歳空港での出国外国人1人当たり消費税免税店利用数(記録票回収数)

(8)消費税免税店利用に関する将来推計モデル

本研究で明らかにした、これらの免税店利用の実態からモデルを作成すると、2020年の訪日外国人数が4,000万人になった場合には、現状の一人当たり利用率0.96で平均購入額4万円として、消費税免税店だけでその全国での消費額は1兆5,360億円と想定される。これが、現状の関西空港出国者なみの消費免税店利用率1.34になると、2兆1,440億円になると推計される。

(9)成果と今後の課題

本研究では、免税制度の変更やその影響を整理し、また、初めて地方での免税店舗の分布や業種別動向、空港別の消費税免税店利用数やその外国人出国者の平均消費免税店利用件数(平均購入記録票回収数)から明らかにし、地震の影響についても免税消費への影響を調査し、消費税免税店利用に関する将来推計を行い、2020年には条件が揃えば2兆円以上にも想定されることをモデル化し明らかにした。

これらは、本研究がなければ、明らかにできなかった成果と考える。

しかし、これからの我が国の免税店をより一層、観光振興や地域振興に生かすには表3のような検討すべき課題が多いことも明確になった。

	概要	主内容
統計	現状把握 (月間・年間、地域別等)	・免税店舗業態別 ・販売額(免税額) ・申請(免税利用)者別 ・品目別(内外製品別)
	免税制度(自体)	・EU方式や直接運付方式
制度	免税物品対象	・食料品等軽減税率への対応
	免税金額	・最低購入金額変更 (一般品+消耗品5千円超) ⇒合算へ、税率上昇に対応し少額化へ
	梱包等	・消耗品の梱包やその包装方法等
	許可店舗	・ショッピングセンター等の運営会社として許可 (商業集積内の電子合算での免税) ・温泉街・商店街等地域の街づくりでの活用 (合算電子免税、地域活性化に貢献)
	電子化	・書類作成時間短縮・記録保管期間7年の短縮 ・店舗側の事務簡略化
	入国時免税	・入国時免税店(一部空港で開始)や入国時受取
	関係省庁の連携	・税関、国税庁、観光庁等の連携強化 (外国人観光消費増加、経済効果、地域振興、競合国との競争力確保、脱税防止等のため)
	広報	免税制度・店舗所在 ・外国人や店舗向けDutyFreeとTaxFree区分や免税店の所在地地図等
イベント	免税セール ・免税店統一の夏冬等季節セール (外国人観光客の集客)	
他	空港型免税店の都市部進出	・都市中心部での空港型免税店(停滞状態) (観光客の利便性や有効時間活用促進)
	沖縄型免税店の改善	・消費税免税の検討(TPP等関税ゼロ化)

※資料：河本光弘作成、業界ヒアリング等より作成

<引用文献>

- 観光庁編「各年版観光白書」、観光庁 2014・2015、2016、2017、2018
 宮川博行「消費税の免税制度に関する一考察」、税大論叢、Vol.64、2010、p89-207
 コナー・オクレリー(山形浩生・守岡桜訳)、「無一文の億万長者」、ダイヤモンド社、2009、p.70-71
 日本税理士会連合会・中央経済社編、「消費税法規通達集」、中央経済社、2018
 トラベル・ジャーナル、「免税制度改革の論点」週刊トラベル・ジャーナル 2013.5.20号、2013、p.10-23

5. 主な発表論文等

[雑誌論文等](計7件)

- 河本光弘、C.H.ポーター「タイ人観光客における北海道の観光情報入手の現状」、日本観光研究学会第31回全国大会学術論文集、査読有り、日本観光研究学会、p.37~40
 河本光弘、「北海道における免税店(輸出物品販売場)の現状と課題」、調査レポートN0.252、査読なし、北洋銀行、p.10~17
 河本光弘、「輸出物品販売場(消費税免税店)に関する研究 - 地方における現状と課題 -」、国際観光学会「第21回全国大会発表要旨集」、査読なし、国際観光学会、p15-18
 河本光弘、記事「北海道免税利用着実に増加」、日本経済新聞、査読なし、2017年3月16日朝刊、p30、
 河本光弘、記事「道内免税利用前年の2.2倍」、北海道新聞、査読なし、2017年4月06日朝刊、p9、
 河本光弘、記事「免税対応腰重い地場店」、北海道新聞、査読なし、2018年4月15日朝刊、p9、

河本光弘、「我が国における消費税免税店の現状と課題 - 外国人観光客増加と空港別状況 -」、日本観光研究学会「第33回全国研究大会(2018年)研究発表要旨集」、査読あり、日本観光研究学会、p18-21

[学会発表](計3件)

- 学会発表「タイ人観光客における北海道の観光情報入手の現状」、日本観光研究学会第31回全国大会(千葉県流山市江戸川大学)、平成28年12月4日
 学会発表「輸出物品販売場(消費税免税店)に関する研究 - 地方における現状と課題 -」、国際観光学会第21回全国大会(東京都文京区東洋大学)、平成29年10月28日
 学会発表「我が国における消費税免税店の現状と課題 - 外国人観光客増加と空港別状況 -」、日本観光研究学会、第33回全国研究大会(東京都跡見女子学園大学、平成30年12月16日)

[図書](計 件)

・特になし

[産業財産権]

・特になし

[その他]

ホームページ等

・特になし

6. 研究組織

・研究者1名のみ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。